Ｇ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［略］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α×0.989＋（Ｃ×1.070）×α＋（Ｄ＋Ｄ'）×0.989－（Ｅ＋Ｅ'）×0.989－Ｆ

Ａ×1.035、Ｂ×1.035、｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α、｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α×0.989、Ｃ×1.070、（Ｃ×1.070）×α、（Ｄ＋Ｄ'）×0.989及び（Ｅ＋Ｅ'）×0.989に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.02）＋［｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03＋｛（ｄ＋ｅ）×140｝］

ａ×0.02及び｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　令和７年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｂ　令和７年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｃ　令和７年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｄ　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

ｅ　令和７年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

［略］

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｊ×ｋ

算式の符号

ｊ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

Ｇ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

Ｈ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［同左］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α×0.989＋（Ｃ×1.145）×α＋（Ｄ＋Ｄ'）×0.989－（Ｅ＋Ｅ'）×0.989－Ｆ－Ｇ

Ａ×1.037、Ｂ×1.037、｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α、｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α×0.989、Ｃ×1.145、（Ｃ×1.145）×α、（Ｄ＋Ｄ'）×0.989及び（Ｅ＋Ｅ'）×0.989に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.02）＋［｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03＋｛（ｄ＋ｅ）×140｝］

ａ×0.02及び｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｂ　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｃ　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｄ　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

ｅ　令和６年度の市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

［同左］

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｊ×ｋ

算式の符号

ｊ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式